

# Weekly Report

第576号  
令和2年11月09日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## G.O. トラベルに係る税務上の取扱い

G.O. トラベルは、国内旅行を対象に旅行代金の1/2相当額(上限は1人1泊あたり2万円、日帰り1万円)を支援するもので、旅行代金の35%割引と15%相当の地域共通クーポンが付与されます。

なお、11月6日以降の予約・販売分からビジネス出張などが対象外となり、17日以降は1回の旅行で7泊分までが支援対象となります。

### ◆課税事業者における消費税の課税関係

#### ◎旅行・宿泊事業者が対象商品を販売した場合…

…事業者は旅行・宿泊商品を35%割引で販売し、国から給付金(割引分)を旅行者に代わって受領するため、値引きを行うものではありません。例えば、2万2千円(税込)の対象商品を販売した場合、旅行者から1万4300円、国から7700円を受領することになり、課税売上(税抜)は2万円となります。

#### ◎取扱店でクーポンと現金で支払われた場合…

地域共通クーポンは、取扱店(土産物店等)での商品代金等の支払を国が一部負担するもので、値引きを行うものではありません。例えば、2200

円(税込)の商品販売の際にクーポン1千円分と現金1200円を受領した場合、課税売上は2千円となります。

#### ◎クーポン利用でお釣りが生じる場合…

…地域共通クーポンは、お釣りが出ませんが、例えば、880円(税込)の商品販売の際に1千円のクーポンを受領した場合、レシート等により通常販売価格が税込880円であることを明示し、差額の120円を雑収入など不課税収入としている場合、課税売上は800円となります。なお、レシート等で通常販売価格と釣銭相当額を区分していない場合、税込1千円で販売したことになり、課税売上は909円となります。

## 令和元年度における法人税の申告事績

国税庁によると、令和元年度における法人税の申告件数は294万9千件で、新型コロナの影響を受けて申告所得金額は65兆52億円(前年度比11.4%減)と10年ぶりに減少し、申告税額は11兆5546億円(同9.7%減)となりました。

また、申告件数のうち黒字申告104万2千件(同2.5%増)で、黒字申告割合は35.3%(同0.6ポイント増)と9年連続で上昇しましたが、黒字申告1件あたりの所得金額は6239万円(同13.5%減)となっています。

一方、申告欠損金額は14兆8149億円(同13.5%増)、赤字申告1件あたりの欠損金額は777万円(同13.8%増)と、大幅に増加しました。

## 年末調整で必要となる控除証明書

生命保険料などを支払った方が年末調整で保険料控除を受けるためには控除証明書が必要です。

生命保険料や地震保険料を支払った場合は、保険会社から届く「保険料控除証明書」、国民年金保険料を支払った場合は、年金事務所から届く「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」、iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金を支払った場合(個人払込の加入者)は、国民年金基金連合会から届く「小規模企業共済等掛金振込証明書」を申告書に添付等して提出します。